

農業委員会委員選挙

投票日は、7月10日(日)



問い合わせ先
岩美町選挙管理委員会事務局
(岩美町役場総務課内)
☎73-1411

任期満了による農業委員会委員の一般選挙は、7月5日(火)に告示され、7月10日(日)が投票日です。

農業委員会は、農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持その他農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的努力によって総合的に解決していくことを目的とした農業及び農業者の一般的利益を代表する機関です。なお、選挙で選ばれる委員は13人です。

投票時間は午前7時から午後6時まで

投票は、7月10日(日)、町内19箇所の投票所で午前7時から一斉に始まり、午後6時で締め切られます。(ただし、田河内・鳥越の投票所は午後5時で締め切られます。また、田後・網代・浦富の駅前には投票所を設置しません。これらの3投票区で選挙権のある方は、近くの投票所で投票していただくこととなります。)

投票日に投票できない方は期日前投票か不在者投票を

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の用事がある方は、期日前投票をしましょう。ただし、岩美病院など指定施設に入院されている方、選挙期日には20歳を迎えるが、それ以前においては19歳である方等は不在者投票をすることと

なります。詳しくは入所している施設又は町選挙管理委員会にお問い合わせください。

農業委員会委員選挙の投票ができる方

次の3つの要件に該当する方で、選挙人名簿記載申請書により調製された選挙人名簿に登録されている方です。

- ① 岩美町内に住所を有する方
- ② 平成3年4月1日以前に生まれた方
- ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方または、その方の同居の親族か配偶者であつて耕作に従事する日数がおおむね60日以上の方

開票は、午後6時45分から

開票は、岩美町役場3階大会議室で午後6時45分から始まり、終了時刻は、午後8時00分頃の予定です。

期日前投票は
次のとおり行います。

期日前投票
7月6日～7月9日

受付場所
岩美町役場総務課

投票時間
午前8時30分～午後8時

ご存知ですか?～国民年金免除制度～

国民年金加入者の皆さん、年金の保険料は納めていただいていますか?

もしも、会社を辞めて収入が乏しい、アルバイトで収入がわずか…など保険料の納付に困ったときは、「保険料免除制度」があります。

保険料の「免除・猶予」は、「未納」とは異なり、有利な点が多くあります。

保険料の免除や猶予を受けず、保険料を未納のままにしていると、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生しても、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。また、未納の場合、受給資格期間に算定されませんが、免除の場合、受給資格期間にも含まれます。手続きを怠ると、将来年金を受給できる権利を手放してしまうことにもつながります。

このような事態にならないように、保険料の納付に困ったら、最寄りの窓口でご相談ください。

◇免除の種類は、次の3種類があります◇

- ① 全額免除・一部納付申請
本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除又は一部納付になります。
- ② 若年者納付猶予申請
30歳未満の方で本人の前年所得が一定以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予となります。
- ③ 学生納付特例申請
学生の方で本人の前年所得が一定以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予となります。

※ 離職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合があります。

問い合わせ先
鳥取年金事務所 ☎27-8311 住民生活課 保険係 ☎73-1415